

研究会の公開について

1 会議について

本研究会の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

(1) 取扱い

本研究会の会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

3 議事要旨について

(1) 取扱い

本研究会の会議については、原則として議事要旨を作成し、公開する。

(2) 公開の方法

事務局において、研究会開催後議事要旨を速やかに作成し、構成員の承認を得て、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

(参考)

「審議会等の透明化、見直し等について」(平成7年9月29日閣議決定)

4 審議会等の公開

(1) 審議会等の具体的運営は、法令に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、一般の審議会は、原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努める。

(2) 一般の審議会は、特段の事情により会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。

(3) 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、各省庁は、一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータネットワークへの掲載に努める。

5 懇談会等行政運営上の会合

各省庁は、懇談会等行政運営上の会合の運営等について、その会合が審議会等とは異なり、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格づけられるものであることに留意した上、審議会等の措置に準じて、運営の透明性の確保に努める。